

都立学校長 殿

総務部調整担当課長

菊地文孝

(公印省略)

避難所等の協定締結内容等の確認について

避難所等の協定については、令和2年5月14日付2教総総第425号において、区市町村から協議の申出があった場合には、各学校において協議の上、協定の締結等を行っていただくように依頼させていただいたところです。

避難所等の開設に当たっては、区市町村からの要請に基づき、協定の定めにより、都立学校が避難所として利用されることとなります。避難所の設置主体は、区市町村になりますが、各学校においては、学校危機管理計画に定める避難所支援に関する運営計画に基づき、各学校における発災時の備えや協定の内容を確認するなど、避難所の開設・運営に協力・支援をお願いします。

なお、災害時における防災拠点には、指定緊急避難場所、指定避難所、一時滞在施設、災害時帰宅支援ステーションの4種類があります。それぞれの役割等については、別紙資料を確認ください。

また、避難所開設時の都立学校施設の解錠について、鍵の管理をどのように行うかについて、学校からお問合せをいただいております。鍵の管理につきましては、休日等に発災があった場合を想定し、学校施設の解錠が速やかに行えるよう、区市町村と解錠方法の取決めを行っておく必要があります。

については、区市町村と学校の解錠について、覚書例を作成しましたので、区市町村と施設の解錠に関する協議を行う際の参考にさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

問合せ先

総務部総務課安全管理担当

03-5320-6718 (内線 53-117)

(参考例)

**学校施設の解錠に関する覚書（案）**

●●区（市町村）（以下「甲」という。）と東京都立●●学校（以下「乙」という。）とは、令和●年●月●日締結の●●に関する協定（以下「協定」という。）第●条に基づき、学校施設の解錠を行う際の方法について定めるものとする。

なお、協定で定義された用語については、別段の定めがない限り、この覚書においても同じ意味を有する。

- 1 乙は、乙の管理する施設（以下「乙施設」という。）の閉校時に、甲が乙施設を避難所等として開設するために、甲に対して乙施設の解錠に必要な鍵●本を貸与する。
- 2 乙施設の閉校時に避難所等を開設する必要がある場合、甲と乙であらかじめ定めたものが乙施設を解錠する。
- 3 甲及び乙は、相互に定める緊急対応要員を年1回（●月）、報告しなければならない。
- 4 甲は以下の貸与条件を守らなければならない。
  - (1) 鍵を複製しないこと。
  - (2) 鍵を第三者に転貸、譲渡しないこと。
  - (3) 乙施設を避難所等として使用する以外の目的で鍵を使用しないこと。
  - (4) 甲は、乙から貸与された鍵について、厳重に管理し、保管状況について、年1回（7月）、乙へ報告すること。
  - (5) 鍵を紛失した場合や盗難にあった場合は、速やかに乙へ報告し、全ての鍵の交換を甲の負担で行うこと。
  - (6) 貸与した鍵を原因として、乙施設の損壊及び使用の停止が発生した場合、甲は乙にその損害を賠償すること。
- 5 甲が上記4の貸与条件に違反した場合又は乙施設の管理運営上やむを得ない事情が生じた場合に乙は、鍵の貸与を終了することができる。その場合に、甲は速やかに乙へ鍵を返却しなければならない。
- 6 この覚書の解釈に疑義を生じた場合及びこの覚書に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して決定する。

上記覚書締結の証として本覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 (住所)  
東京都●●区(市町村)長  
○○ ○○ 印

乙 (住所)  
東京都立●●学校長  
○○ ○○ 印

※ この覚書以外の方式による場合も想定されます。  
その他不明な点は安全管理担当までご相談ください。